

グアム日本人学校（全日制・補習授業校・幼稚部） 危機管理マニュアル

I 基本的な考え方

1. 緊急事態に際しての学校の対応は、次の優先順位に沿って実施する。

- （1）児童生徒の生命身体の保護に努める。
- （2）教職員等の生命身体の保護に努める。
- （3）学校財産の保護に努める。

2. 施設面からの安全対策

- （1）防犯モニターカメラの設置と作動（カラーモニター1台、カメラ8台）
 - ① 不審者の早期発見と犯罪の予防に努める。
- （2）放送施設の保守点検
 - ① 緊急警報器の点検を兼ね全館に警報する。
- （3）パニックボタンの設置（平成29年9月）
- （4）フェンスの保守点検
 - ① 外部からの進入を防止する。
 - ② 学校への出入り口は登下校を除いて一か所とする。（ゲートは片方のみ開く）
 - ③ 校内安全フェンスでは児童生徒が在籍する場合、必ず8時30分に施錠し閉門する。
 - ④ ピックアップのための保護者は職員室内を通路とする。
 - ⑤ ピックアップ方法は、保護者の車が来た時点で保護者に引き渡す。それまではフェンス内に待機する。
- （5）夜間警備と常夜灯の保守点検
 - ① 夜間警備については各出入り口に警備会社直結のセンサーを設置する。
 - ② 夜間の安全対策として常夜灯を全館通路に設置する。
- （6）応急手当のための救急用具や薬の定期点検を行う。
- （7）パニックルーム（避難教室）の改修・整備（平成30年3月）
- （8）催涙スプレー購入（平成30年9月）
- （9）さすまたの設置（平成31年1月）
- （10）職員室入口のオートロック化とインターフォン設置（平成31年2月）

II 具体的な対応

1. 学校におけるケガ・病気

（1）学校で対応できると判断される場合

- ① 第一発見者、通報を受けた者、担任が保健室（補習授業校職員室奥のスペース）へ運ぶ。その後は原則として担任または保健主事が対応する。
- ② 軽傷の場合：応急手当→必要に応じて学級担任へ連絡→保護者へ連絡③ 病気の場合：一時間は休養させ、回復後教室に戻す。休養中は状況が分かる範囲に大人が一人待機する。回復しなければ担任は保護者に連絡を取り、迎えに来てもらう。（その後、家庭と連絡を取り状況把握をする。）

（2）医師の治療が必要と判断される場合

- ① 担任・校長及び保健主事に連絡をする。必要に応じて教務主任・生徒指導主任に連絡をする。至急保護者に現状を連絡する。救急車を要請する。
- ② 搬送時、保健主事、事務職員、担任のうち少なくとも一人が付き添う。

- ③ 病院到着後、症状等詳細情報を随時校長へ連絡する。
- ④ 病院搬送後の状況について、事務職員が保護者へ搬送先等の情報を連絡する。
- ⑤ 病院で保護者に引き渡す。
- ⑥ 全職員は事故の発生状況について情報を整理収集し、付き添い教員が帰校するまで必要があれば待機する。
- ⑦ 校長または事務職員は、病院からの連絡を受け、学校理事長、プレジデント、領事館等関係者に連絡する。
- ⑧ 他の教員は校内の生徒指導にあたる。
- ⑨ 担任と保健主事は事故報告書を作成・提出する。

2. 登下校時の交通事故・事件発生

- ① 状況の把握…校長は事故の情報（いつ・どこで・どんな状況で・どんな相手と・どの程度の被害か等）を把握する。
- ② 校長は必要に応じて複数教員を現場へ派遣する。
- ③ 校長または事務職員は学校理事長、プレジデント、領事館等関係者に連絡する。

3. 災害

（1）火災の場合

- ① 発見者は職員室に連絡する。
- ② 校長は消火・救護班を組織する。
- ③ 児童生徒を体育館に避難させる。火元が体育館の場合、グラウンドに避難させる。
- ④ 避難経路が確保できない場合には初期消火をして逃げ道を確保する。
- ⑤ 校長または事務職員は学校理事長、プレジデント、領事館等関係者に連絡する。
- ⑥ 重要書類を搬出する。

（2）地震の場合

- ① 「前日又は登校前に大・中規模の地震が起き余震が続いている」「前日又は登校前に家や道路が破壊される規模の地震が起きた」などの場合
 - ア 学校は臨時休校とする。一斉メール配信で連絡し、返信により児童生徒の安否を確認する。
 - イ アの結果、必要があれば適切な対応をする。
- ② 「登校中に大規模な地震が発生した」場合
 - ア 学校は臨時休校とする。
 - イ 近くの安全な場所で一時待機し、収まるのを待って直ちに帰宅するか学校に避難する。
 - ウ 保護者と連絡を取り、すでに登校している児童生徒は、迎えが来るまで学校で待機する。
 - エ 登校していないものも含め児童生徒の安否を確認する。
- ③ 「授業中に地震が発生した」場合
 - ア 机の下など、近くの安全な場所に避難する。
 - イ 揺れが収まるのを待って、体育館（またはグラウンド）に全員移動する。
 - ウ 点呼を取り児童生徒の安否を確認する。
 - エ 授業続行が無理な場合は緊急下校とし各家庭に連絡する。
 - オ 連絡がとれない児童生徒は、学校で待機させる。

※第二次避難場所をラデラタワーとする。

（3）台風の場合

- ① グアム政府による通達で開校日の午前7時の時点でコンディション2となった場合
 - ア 休校とする。Eメールおよび学校ホームページにて保護者に通知する。
- ② 『コンディション』に関わらず学校が危険と判断した場合
 - ア 休校とする。休校とする日時はEメールおよび学校ホームページにて保護者に通知する。
- ③ 登校後に危険が予想される場合

ア 保護者に通知し、自宅で待機しピックアップの下校に備えるよう要請する。

【以下はすべての場合に共通】

イ 校長または事務職員は学校理事長、プレジデント、領事館等関係者に連絡する。

ウ 台風通過後、周辺の被害や道路状況を把握し情報収集を行い、学校再開に向けて協議する。

エ 学校を再開する日時をメールおよび学校ホームページにて保護者に通知する。

4. 不審者侵入

(1) 外ゲートからの不審者侵入が確認された場合

- ① 校舎への全ての出入り口や窓を閉ざす。
- ② 不審者に対して校地外への退去を求める一方、事務職員（教員）はパニックボタンを押し警察等へ緊急連絡を行う。
- ③ 校長（教職員）は不審者を刺激しないことに留意しつつ、緊急放送で児童生徒をパニックルーム（避難教室）内へ誘導する。「不審者が〇〇に侵入しました。手順に従い行動してください」
- ④ 教員は内側から施錠し、指示があるまでパニックルーム（避難教室）内の窓から姿が見られない所で待機する。

(2) 不審者が内ゲート内に侵入した場合

- ① 校長（教職員）は緊急放送で児童生徒を不審者から離れたパニックルーム（避難教室）等に誘導する。「不審者が〇〇に侵入しました。手順に従い行動してください」
- ② 事務職員（教職員）はパニックボタンを押し、警察等へ緊急連絡を行う。
- ③ 教員は内側から施錠し、指示があるまでパニックルーム（避難教室）内の窓から姿が見られない所で待機する。
- ④ 銃器を所持していることを想定し、不要な抵抗はしない。

(3) その他の留意事項

- ① 原則としてパニックルーム（避難教室）にいる児童生徒は移動しない。
- ② 児童生徒は、できるだけ近くのパニックルーム（避難教室）に素早く避難する。
- ③ 全ての指示は日本語で行う。
- ④ 教職員は逃げ遅れた児童生徒の有無を確認する。

※ 様々なケースが考えられるが、総領事館、学校理事会、PTA会長と相談して対応を決定する。
時間的に余裕がない場合は、校長が授業続行か避難か下校させるかを決定する。

5. ミサイル発射

- (1) グアム島の警報（サイレン）やラジオ等の情報から、ミサイルがグアム島方面に発射された場合、校長（教員）は緊急放送で児童生徒を所定の場所に避難させる。

＜所定の場所：会議室から校長室への窓がない通路＞

- (2) 待機し、警報解除後、校長が総領事館と対応を協議し、結果を保護者に通知する。

＊待機が長時間になる場合、備蓄品（カンパン、水）を活用する。

6. その他

- (1) 当面の危険は去った場合でも、園児、児童・生徒を現在位置のままにしておくことは危険と判断した場合、最も安全と思われる場所に誘導し待機させる。保護者には速やかにEメール・ホームページ等で連絡をする。必要に応じてピックアップの協力をお願いする。
- (2) 学校内であれば、速やかに第一次避難場所（体育館）に避難させ、園児児童生徒の安全を確認する。
- (3) 学校内に居ることが危険である場合は、第二次避難場所（ラデラタワー）に避難させ待機させ

る。（ラデラタワーには万が一の場合の避難場所として依頼済み。）

緊急連絡先等

SWAT 671-642-4000
警察・救急車・消防 911
病院(GMH) 671-647-2330
日本国総領事館 671-646-1290
グアム日本人会 671-633-0556 / (携) 483-5515 (会長：権田 正)
PTA 会長
文部科学省 +81-3-6734-3477

(台風情報)

TV 2チャンネル
AM Radio 570 (K57), FM 93.9 (194局) FM104
Guam Homeland Security Office of Civil Defense TEL: (475) 9600
Guam Homeland Security HP <https://ghs.guam.gov/>